

(整理番号 2 3 1 4)

長野地方最低賃金審議会

第 2 回長野県はん用機械器具等専門部会 議事録

令和 6 年 4 月 1 7 日 公開

開催日時 場所	令和 5 年 9 月 2 8 日 1 2 時 5 2 分 ~ 1 4 時 0 6 分 長野労働局 1 階会議室		
出席状況	公益代表委員	出席 3 人	定数 3 人
	労働者代表委員	出席 3 人	定数 3 人
	使用者代表委員	出席 3 人	定数 3 人
主要議題	1 長野県はん用機械器具等最低賃金の改正審議について 2 その他		
議 事 録			
<p>古畑賃金室長</p> <p>それでは、定刻となりましたので、長野地方最低賃金審議会長長野県はん用機械等製造業最低賃金専門部会の第 2 回専門部会を開催いたします。</p> <p>本日の定足数の確認ですが、本日の出席者は、委員 9 名中 9 名の御出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項の規定により、本部会は有効に成立していることを御報告します。</p> <p>また、本日の専門部会は原則公開となっており、事務局で審議会会議公開要綱第 3 条に基づき公開の公示をしたところ、傍聴希望者はありませんでしたので、報告いたします。</p> <p>それではこれからの議事進行につきまして吉村部会長、よろしく願いいたします。</p> <p>吉村部会長</p> <p>どうも皆様、大変お忙しいところお運びいただきましてありがとうございます。はん用機械特定最低賃金専門部会ということで、前年度は特定最低賃金の中でやはり基幹産業ということで、9 5 6 円と一番高い数値を計上しております。聞くところによりますと、午前中の計量器は 9 4 5 円だったところが、使用者側が 9 6 7 円の提示、労働者側が 1 , 0 0 0 円の提示ということで、物価</p>			

高ということもございますけれども、それなりに高い水準で提示が出ております。労使共に御議論いただきまして、双方の妥協できる点を探っていきたいと存じます。よろしく願いいたします。

議事に入ります前に、先ほど事務局から説明がありましたとおり、本日の専門部会は原則どおり公開としております。第3回以降の各専門部会につきましても原則公開とし、率直な意見の交換、もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合等の場合は、部会長の判断により非公開とさせていただきます。

また、当部会における議事録確認委員につきましては、労働者代表委員、寺島委員、使用者代表委員、中村委員をお願いを申し上げます。

それでは次第に沿って進めてまいりたいと思います。

まず、議題(1)の「はん用機械等最低賃金の改正審議について」です。

昨年度の部会長報告書が資料 3、会長名の答申文が資料 4として配付されておりますのでご覧ください。

部会長報告書及び答申文の別紙を見ていただくと、改正決定に関する項目として、1、適用する地域、2、適用する使用者、3、適用する労働者、4、前号の労働者に係る最低賃金額、5、この最低賃金において賃金に算入しないもの、とあります。

この「4の金額」以外の事項については、昨年と同じとしてよろしいか、ということについて、まず、お諮りいたします。

御質問、御意見等ありますでしょうか。

吉村部会長

よろしいでしょうか。

吉村部会長

それでは、金額以外の項目につきましては、昨年と同じということで意見の一致を見たということにいたしたいと思います。

それでは、金額についての審議に入りたいと思います。

まず、労使双方から基本的な考え方を発表していただいて、審議を進めることにいたします。

つきましては、まず労働者側、次いで使用者側でご発言をお願いしたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

吉村部会長

それでは、基本的な考え方として、まず労働者側代表委員のほうから御発言いただきたく存じます。よろしく願いいたします。

櫻井委員

改めまして櫻井でございます。よろしく願いしたいと思います。

それでは、私のほうで代表して、基本的な考え方のところでは述べさせていただきます。

労働者側としては、基本的には昨年まで主張してきた部分として、早期に1,000円ということがございましたので、今回の地域別最低賃金の大幅な上昇を見ても、やはり優位性を保つといったような観点を含めても、1,000円はクリアしたいと考えています。

その上で、御案内のとおり、今回長野県は40円だったのですけれども、全国的に大幅に地域別最低賃金が上がりまして、加重平均で1,004円ということになっていきますので、やはり特定最低賃金ということで、それぞれの基幹産業の賃金ということになると思いますので、そういう意味からすると、最低でも加重平均である1,004円を上回っていきたくて考えています。

そうしますと、今現在が956円といった金額でございますので、48円の大幅な引上げということにはなるのですが、やはり優位性ですとかそういうものも含め、あるいは特定最低賃金と名乗る以上、そういう全国の水準より上の部分で並びたいということでもありますので、1,000円をクリアしつつ、さらには1,004円ということを目指したいと考えております。

基本的な考え方のところは以上でございます。

吉村部会長

ありがとうございます。

それでは、次に使用者代表委員の方から発表をしていただきたいと存じます。

井出委員

井出でございます。よろしくお願いいたします。

私のほうから口火を切らせていただいて、あとは補足をそれぞれお話いただければと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

まずもって、共通認識としまして、今も櫻井さんからお話があったんですが、県最低賃金も40円という過去に例を見ない大幅な引上げがされております。全体の中で、やはり県最低賃金が底上げされているという理解をしているところでございます。

こうした引上げ、極端なと言いましょか、大幅な引上げがされている中で、こういった環境の中で特定最賃がどうあるべきか、また議論をさせていただければと考えております。

製造業を取り巻く景況感、環境でございますけれども、やはり海外経済の景気は減速しているという背景の中で、製造業は特に海外の状況の影響が相当あるわけですので、国内だけではなくて海外との競争という部分もございまして、そういった点についても注目して考えていかなければいけない環境にあると考えております。

まずもって、皆さんも認めていただけたところだったと思いますけれども、

原材料が高騰している、またエネルギーが高騰しているというところは共通的认识でございます。そうした中で、賃金の大幅な引上げが行われてきております。その賃上げの原資をどう確保していくのかというところが、今回の一番の議論の中心だと思っておりますけれども、こうした中で、この最低賃金は、該当する中小企業・小規模事業者の皆様方がいらっしゃる環境というのは一段と厳しい状況にあるということは認識しないといけないと思っております。

そうした中で、様々なアンケート等を見ましても、下期に比べますと、7月に行われた信毎アンケートなどを見ても、時期的にはちょっと遡るのですが、22年下期において好況が続いているとの回答が21%あったものが、23年の下期には12%に減少している。拡大基調というのは19%から17%にダウンしている。不況のまま低迷が続いているというのが、20%~27%に増えているというような状況を考えましても、非常に環境はいいものではない、厳しくなっているということが伺えるかと思っております。

さらに、私どもが7月に行いました景況アンケートでございますが、これにつきましても、いわゆる中小企業・小規模事業者の皆様方の声を反映していると理解しているところでございますが、製造業の景況感は、「よい」との回答が12%でございますが、反面「悪い」との回答が47.4%と非常に高いものになってございます。先行きを見ましても厳しいというアンケート結果が多いわけでございますので、環境は非常に厳しいと見て取れるかと思っております。

そうした中で、原材料の仕入れコストの上昇につきましても、製造業の金額ベースで見ましても、1.3倍ぐらい上昇しているというのが約4割ございまして、1.5倍までが40%、2倍までが11%という高いところになってございますので、やはりかなりコストが上昇しているという非常に厳しい状況で、収益が取れないのを見て取れるかと思っております。

また、併せまして、その価格転嫁につきましても、国が価格交渉月間ですか、3月にフォローアップ調査をした結果が発表されておりますけれども、こうしたコスト上昇分のうち、高い割合で7割から10割、価格転嫁ができたというのは、昨年9月の調査から増えて35%になってはおりますけれども、さらに減額された割合も20%から23%というようなことで増加しておりまして、中身につきましても二極化が進行しているという状況かと思っております。

私どもで行いました約1,000社にアンケート調査をさせていただいておりますけれども、製造業の価格転嫁できないというのが7.6%ほどございます。たび重なる値上げによって価格転嫁が追いつかないという回答も17%ございます。こうした中で、電気・ガス等のエネルギーコストの上昇についても非常に上がっているという回答をいただいております。

こうした状況の中で、先ほども申し上げましたけれども、県最賃の40円の引上げもございまして948円まで底上げされております。間もなく1,000円が見える状況でございますので、こうしたことを考えますと、やはりそれ

ぞれ特定最低賃金におきまして、やはり差を詰めていくべき時期に来ているのではないかと考えているところでございます。

やはり948円という非常に高い金額を考えますと、この辺のところではん用機械についても金額を定めていく必要があるかと考えているところでございます。非常に物価高という中ではございますが、企業物価も当然引き上がってきております。

そうした中で、なかなか価格転嫁が難しい、特に人件費については難しいというような言われ方もされているわけでございますけれども、やはり賃上げに回すだけの原資が十分ではないというところを理解していただきたいと思えますし、私どものアンケートの中で、この春季賃金の改定につきましても、製造業においては73.5%が引き上げたと回答いただいております。ただしその引き上げた理由といたしましては、企業の業績のアップによるという回答は12.3%にとどまっております。労働力の確保・定着のためというのが52.1%と、非常に多くの回答になってございます。

このほかには、物価の動向を勘案して引き上げたという、複数回答でございますけれども、43%あるという中で、何とか人手不足の中で、やはり皆さん、働く方にも十分とはいはいかないかもしれないですけれども、やはり賃上げをする中で、一緒に働いていていただきたいと、企業と一緒にこれから発展させていただきたいという気持ちの中で賃上げを、非常に厳しい中ではありますけれども、行っているという状況が見て取れるかと思っておりますので、こうした点に十分配慮いただければと思っております。

こうした中で、リーディング産業としての比較優位性ということは、お話しいただいているとおりかと思えますけれども、県の最低賃金もここまで引き上げられたということにつきましても、もう一回十分考えなければいけない状況にあると思っております。

今回私どもも業況の回復状況が二極化をする中で、やはり賃金の支払能力ということにつきましても、もう一度しっかりと見て取っていただき、この辺についてもしっかりと着目をしていただく必要があるかと考えるところでございます。

コロナ禍から立ち直りつつあるとは言うものの、これでゼロゼロ融資の返済も始まってくるといって、これから十分な収益を取って賃上げにも回し、また返済原資にも回すという、非常に厳しい環境が出てきているわけでございますけれども、こうした点も考慮しながら、持続可能な賃上げができるような中で、無理のない範囲で皆様の期待にも応えていくという中で、どのぐらいの金額が妥当なのかということもしっかりと議論していきたいと考えてございます。

そんな中で、ぜひ、毎回のことでございますが、私どももしっかりと根拠に基づいた納得感のある金額を定めていきたいと考えておりますので、またしっかりと御議論いただければと思っておりますので、よろしくお願いたします。

補足等ありましたら、お願いしたいと思います。

中村委員

では、つけ足しで、中村の方からよろしく願います。

ほぼ、今、井出委員のほうから説明のあったとおりでございますけれども、重複するかもしれませんが、私の立場からは小規模な事業者ということで、現状等お話をさせていただければと思います。

特に、企業の中で小規模と言われるところ、製造業を中心に多うございますけれども、新型コロナの影響を経た上でゼロゼロ融資の返済がピークを迎えているということを伺いまして、業績回復が遅れている企業は元金返済、利払いの負担、倒産に拍車をかけるという可能性が多くなってきていまして、今のところは、まだサービス業等々中心に倒産が出てきている状況ではあるものの、製造業までは大きくは至っていないですけれども、これからはそういう心配が大きくなるだろうというようなこと。

それから原材料高の上昇、水道・電気等の光熱費、資材費等々、中小企業は非常に資金力が乏しいということもございまして、非常に経営を直撃しているという部分がございます。このところをどうやって転嫁するかというところで、確かに先日の合同会議の中で、県の調査が出されていますけれども、県の調査で7割の価格転嫁ができていないという、あの中身は大企業がほとんどでございまして、あまり小規模事業者、中小企業にもスポットを当てた回答になっていない。これははっきり産業労働部も言っていますので、そういうことを理解した上で見ていただかないと困る。

小規模事業者を中心にした調査、全国連の調査では、5割以上が価格転嫁できていないというわけで、そのギャップが大き過ぎるということでございまして、そこら辺もしっかり考えてもらわなきゃいけないと思っています。

賃上げの部分についても、確かに春はやったという企業が出てきてはいるけれども、先ほど井出委員からもあったように、人手不足対策というところで対応していくという部分がございますので、そういった人材確保のための賃金アップ、これが逆に資金繰りを圧迫しているという部分が多うございまして、悪循環に陥っているというような状況でもございます。

ここは資金繰りしたくても借りることができないというような企業が大きくなってきている。それはなぜか。それはコロナの関係で大分変わってしまっている。自転車操業をして賃上げするときの原資を借りてお支払いをするということができない状況になってきて、もうやめたと、諦め倒産がこれから増えるのではないかと危惧している状況です。そういったところもお考えいただければと思っています。

ですので、最低賃金のところ948円ということで、大幅なアップという理解でございますけれども、この部分はそれで十分ではないかという認識でありますのでよろしく願います。

山岸委員

山岸と申します。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

井出委員と中村委員のほうからお話いただきましたので、おっしゃっていただいたとおりなのですけれども、恐縮ですが、弊社の実情をお話しさせていただきますと思っております。

弊社は従業員が50人ぐらいの小さな会社で、主な仕事の内容としましては、自動車部品を中心とした機械加工、切削加工、金属を削る仕事をさせていただいております。皆さん御承知かと思うのですけれども、自動車関係は、ずっと半導体不足ということで、自動車メーカーさんのほうが生産できなかったということがここ数年あったのですけれども、そちらのほうが解消されて、一部確かに自動車の関係というのは以前のようなことよりは少しはなってきたという状況はあるのですけれども、先ほど井出委員のほうからもお話しいただいたとおり、海外、ここに来て中国の状況が非常に落ち込んできているところで、弊社で関係すると、建設機械に携わっているエンジンの部品が非常に落ち込んで、自動車の関係が上がってきているものの追いつかないとの認識で、同業の会社さん、仲間の会社さんの中では、ここ数年ロボット関係が中国で、ファナックさんや安川電機さんの関係の需要が多かったのですけれども、安曇野の方にある、松本にも拠点があるのですけれども、計測機器部品メーカーさんが去年暮れ、特に今年から相当落ち込んでしまっているというお話をお聞きしています。

できるだけ早く落ち込みが解消できればと思っておりますが、先ほど価格転嫁のお話をいただいたのですけれども、弊社の今年の3月決算の中では、電力経費がその前の前の期に比べると金額ですと1,000万円ぐらい上がってしましまして、率にすると大体65%ぐらい上がってしましまして、正直言って、うちぐらい本当に小さい規模で電力経費が1,000万円上がると、本当に大変に厳しい話で、あと購入品ですね、今、ガソリン価格も非常に上がってしまっているのですけれども、機械に使う油関係ですとか、金属の原材料に関わってくるのですけれども、切削油と言いまして、灯油とか部品をつくる上で必要なものも上昇率で25%ぐらい上がってしまっているというところですよ。

あと、燃料関係では、ガスも大体30%ぐらい上がってしまってきているということで、正直言って、昨年、ものづくり補助金とか活用させていただいて、必要最低限の設備投資はしていけないと、もともと老朽化して生産性とか品質が悪くなってしまうということがあるのですけれども、なかなかこれだけの諸経費が上がってしまうと、減価償却費とかそういったところを抑えていけないと、先ほども井出委員と中村委員からお話いただきましたけれども、本当に弊社も賃金を上げたのですけれども、正直本当に後ろ向き、早い話が引き止めて残っていただくために上げているような状況で、これもほかの会社さんからお聞きしたのですけれども、千曲市とか中野のほうに半導体関連の大きな会社さ

んがおりなのですけれども、そちらで大々的に人員募集をかけられていて、かなり慣れた社員さんがそちらのほうへ転籍してしまったという話を聞いて、人が採れないと思うところもあり、できるだけそういった面も含めて、小さい会社ではあるんですけども、何とか社員に働いてもらえるように、前向きに取り組んでおるところであります。

できるだけ賃金を上げていくということは大切かと思うんですけども、やはり支払いをしていける原資が非常に厳しい中ではあるので、そういったところも考慮していただければと思います。まとまりない話で申し訳ございませんが、どうぞよろしく願いいたします。

吉村部会長

ありがとうございます。

それでは、ただいま労使双方から基本的な考え方の発表がございましたけれども、これについて質問・御意見等々ありましたらお願いいたします。

櫻井委員

基本的な考え方だけだったので、その背景の詳しい説明だとかというのをあまりせずに具体的な金額だけお伝えしたところですので、少し労側の主張点といったものについてもお話をしていきたいと思います。

まず、基本的なところは先ほど申し上げたような形でありまして、今、経営の皆さんの置かれている環境ということで随分お話をいただいたところですが、我々の主張としては、現場の実態的なところがどうなのかといったところを少しお話しさせていただきたいと思います。

まず、今回資料集ということでいただいた中をずっと、この間第1回の合同部会会のときから拝見させていただくと、資料集の9-2、そこにはん用機の関係のものがいろいろ載っているのですけれども、そのA3の大きなもの、総括表の1があって、これは全体の年齢的なものだと思いますが、その後に就業形態がパートさんと書いたやつの平均値とか出ているものがあります。

今、経営者側のお話だとかかなり厳しい状況があって、なかなか賃金を上げていけない、県最賃のレベルでいいのじゃないかというお話だったかと思いますが、パートの皆さんの最終ページのところを見ていくと、時間当たりの平均賃金、こちらが1,034円になっております。それが資料9-2というやつです。

それから資料10に比べてみますと、今度は実際募集をかけているところの上限値、平均値、下限値が出ているわけですが、それらを御覧いただくと、資料10のほうですが、長野県でいくと令和5年の4月度の様子が載っているのですが、そこでいくと平均額が1,063円ということになっています。下限値はどのくらいかというのがその裏面にあるわけですが、1,016円、こういう実態になっているわけです。

そういうような現場の実態からして、私は先ほど申し上げたような、まずは1,000円、それから全国の地域別最低賃金の加重平均1,004円、そこを意識した形で引き上げていくべきではないかということからすると、さらにもうその上を現場では行っているという実態が出ているわけですので、そういうことからしても、今、経営の皆さん、使側の皆さんは特に厳しいところにスポットを当ててお話をいただいたかと思えますし、価格転嫁がなかなか進んでいないということは、私たちの出身の組織とかでもかなり細かく調査をしていて事実だとは思うのですけれども、現場の感覚といろいろなものが、実際ずれているところもあるのかなということなのです。

その背景にあるのは、先ほどから何回か出てきていますけれども、やはり人手不足というところがあって、どうしても引き上げていかないと来ない、来てもらえないということだと思えますので、その観点からすると、長野県の基幹産業であるはずのはん用機ですとか、午前中は計量器というお話もありましたけれども、そこら辺で人がほとんど採用できないということになっていってしまうと、さらに地域の産業が衰退するというような考え方からすれば、やはり基幹産業のところ为先頭に立ってどんどん引き上げていくべきではないかと思えますし、申し上げてきたとおり、資料を見ていただいたとおり、現場ではもう1,000円を超えた論議になっているということだと思えますので、そこら辺をぜひ酌んでいただきたいと思います。

それから、ここ何年かのところでお話をしてきて、あまり近隣の県を意識するべきではない、してもしようがないというお話をいただいたかと思うのですけれども、やはり近隣の県を見ても、はん用機ですとか、自動車ですとか、一般機械、そういったジャンルのところを見ても、長野県よりも県最賃、地域別最低賃金が低いところでも、例えば山梨でいきますと自動車の関係でも961円ということで、長野県より現段階でも5円プラスですし、富山でも960円で4円プラス、石川でも971円ということで15円プラス、岐阜なんかに行きますと972円で16円プラス、静岡も995円ということでプラス39円と、こういうことになっていて、明らかにもう近隣の県でいくと、今年の論議を経た後は1,000円というものが見えてきている状況になってきているのですが、そういうことからして、やはり長野県が県最賃近傍でというお話だったかと思うのですけれども、そこら辺で解決したとすると、ますます人材の確保が難しくなってくるのかなと思えます。

先ほど、山岸委員のほうでお話があった近くに大きな会社が来て事業を始めて、そこへ転籍した方もいらっしゃるという、同業者の方だと思えるのですけれども、そういうお話もあったと伺っていますけれども、本当に今現場のほうでは人の取り合いになっているといった事実もあることも確かですので、そういうことからしても、長野県を一つの企業と捉えた場合に、やはり他へどんどん流出する要素というのは、この低調な論議でいくとますます加速してしまう可能性があるのです、そういうことからしても、やはり何としても1,000円台

のものはキープ、確保していくべきじゃないかということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

あと、全部申し上げておきますと、一番後ろのほうに消費者物価のことがあったのですが、資料集19ページにあったかと思うのですが、今年の県最賃を振り返ってみたときは、やはり使側の皆さんがそこまでは厳しいというお話もあったことも事実ですが、最終的な判断としては、中央が示した40円というところで落ち着いたわけですが、その背景に何があって一番何を重要視したかということ、やはり物価が高くなってきているということで、908円から948円に引き上がったわけですが、そのパーセンテージからすると4.4%という率だったわけであります。

それで、今物価がどうなっているかということについては、資料集の19にあるように、8月の長野市の消費者物価が3.4%上昇ということですし、2020年をベースにしてみると7.5%上がってきているということですので、その傾向は止まっていないという事実もあるわけで、そういうことからすれば、県最賃のほうで4.4%上がってきたのであれば、やはり特定最賃のほうも同率ぐらいはやはり上げていくべきではないかということかと思ひますので、もろもろ考えますと、やはり1,000円というものが見えてくるのかなと思ひます。

価格転嫁のこととか、コロナ禍で借入した資金の返済といったものもあることも事実だと思ひますので、やはり消費者物価のことですとか、人手不足のことだったり、何より長野県全体のはん用機、基幹産業であるはん用機というのを考えた場合に、人を確保するという意味でも隣県を意識した判断をしていくべきではないかと、こんなことを先ほどの基本的な主張に加えての背景説明ということにさせていただきたいと思ひます。

私ばかりしゃべってもいけないので、ほかの委員の皆さんもあれば、お願ひしたいと思ひます。

齋藤委員

確かに初めて皆さんの前に立つ場合に、この上げ幅というのが非常に法外に思ひつかもしれませんが、我々の現場感としても、もうこのぐらい上げて示さないで、現場もやっていられない状況になっています。私も自動車関係のところにおりまして、今は少し現場を離れてしまったところもありますが、現場の声は、「とにかく人がいないのです」と。高校生って今、工場で働きたくないのですよ。学校の先生が、就職をするときに、はっきりとは言いませんが、「工場はやめとけ」という雰囲気です。就職を指南すると聞いています。夜勤は嫌だ、重いものは嫌だ、というような雰囲気が今出ている。

現に、今自動車産業というのは、統計でいくと、選ばれる企業として相当下になりました。過去は非常に上にあったのですが、今は全く。

これは実は高校生も大学生も、要はものづくりがあまり上位ではないんです

ね、今。やはりITとか、創造する側のほうが、手を汚して何をしてというところが。とにかく人材をもう少し入ってくるようにするのが、賃金なのか何なのかというところもあります。この場では明らかに賃金をしっかりと高くして、ものづくりの現場に人を来させていたきたいというのが、本当に現場の思いです。

今、びっくりするぐらい人気がありません、本当に。自動車といえば、昔は花形みたいな世界だったのですが、これは我々みたいなサプライヤーだけではなくて、別に名前は申しませんけれども、東海地方などのメーカーさんも、今本当に人が採れない状況になっています。

ですので、あの方々はとにかく全国へ出て行って、いろいろなところで人を採ってくることをやったりしていますし、今も待っていれば来る状況ではなくて、それがお金なのか、インフラ的なものなのかというのはなかなか難しいのですが、特に自動車関係は今、いろいろな意味で変わろうとしている部分があります。変わってしまうと半分ぐらいの会社がどうなるか、それは大きくても小さくても淘汰されるのではないかというようなところがありますけれども、とにかく今、目の前で物事をやることと言えば、人手不足、外国の方も使っていかなきゃいけないような状況になっているのですが、逆に言うと、もう抜けてもらっちゃ困るという状況も出てきています。60歳、ここで一区切りというのが、もう、そんなこと言われてもというのが正直なところなんです。その方々も体が動かなくなるまでは現場にいてもらわなきゃ困るような状況が、今、目に見えてきています。定年延長とか、いろいろな体のいいという言い方はおかしいですけども、とにかくつなぎ止めようということをやっているところもあります。

本当にこの値段が法外かどうかは、またいろいろな資料を皆さんと照らし合わせてやればいいと思いますけれども、我々としては、とにかく賃金を上げて、ベースを上げておかないと、本当に選ぶときの選択肢として本当に選ばれなくなってきちゃうのですね。

高卒初任給とかも、今一生懸命、原資はなくても上げている部分もあります。これは分かっているのですけれども、上げないと、もうこの産業がこれから先続けられなくなっちゃうのです、本当に。就職率も、就職する方々が少ないのも現実です。進学率が高まってきたので、高校を卒業して入ってくるという方のパイも非常に少ない。

だから、そういう面でもこの値段が法外かどうかというところはあるとは思いますが、現場サイドからすると、本当にここで上げていかないと、1円だけぼんと上げたのではなくて、ここから上がっていくシステムをちゃんとつくっておかないと、自分たちの産業がもうまもられないことになるという危機感を持ってやっています。

ですので、その辺も加味してこれからお話を続けさせていただきたいなと思いますので、決して、数字だけでいろいろと決定するということではなくて、

上げていく意味というところもぜひ加味していただきたいと思います。
よろしく願いいたします。

寺島委員

私からも。先ほども外国人労働者の話が出てきていますし、労働人口の減少から、労働者もかなり多様性があって、その方たちの働き方も相当にありますので、先ほどその前からの議論でも、他県を見ずにという話もあったのですが、やはりそうはいかなくて、製造業で、本当に何かものをつくってという話であれば、この工場で勤務しなければいけないという方たちがいるのですが、その産業のスタイルが相当変わって行って、開発であれば全国どこでもできてしまう。そういったときに、長野県でなくても働けるというところがあって、人材が流れてしまうというのが、産業の中でも働き方にとっても相当あるのかなというところでは、長野県だけを見るのではなくて周りも見ろべきではないかというところは、一つ環境の変化が起こっていると感じています。

実際に職場で聞いても、今まで外国人派遣労働者の方を採ろうとしても、今、そこのいい人材が長野県にいないで、出稼ぎに来ているので、それだけ条件のいい地域に全部流れてしまう。また違う企業に流れてしまうというところで、かなり人を確保するのが困難であるというところも本当に聞いています。

その中で、企業がいくらつくりたいものがあったとしても、人がいなくてつけれないとなってしまうと、そこも企業存続に関わってしまうというところで、そこを引き止めるために、一つの手法としてはこういった特定最賃の引上げだとか、そういった産業の優位性というところを保っていかなければいけないのかなとは感じていますので、そういったところも今後議論していきたいと思っております。いろいろ話があったので、一言言わせていただきました。

以上です。

吉村部会長

いかがでしょうか。今、労側から意見の表明がありましたけれども、何か使側のほうで付け加えること等々あれば。

井出委員

逆に言えば、これ以上上がったらやっていけないという状況もあるわけで、もちろん働く側にしてみれば、こんなに安くてと思われるのか、もっと上げてくれという議論になるのでしょうかけれども、先ほど来私どもが申し上げているとおり、やはり価格転嫁の問題もそうですけれども、やはり原資をどう確保していくか、賃上げなり、返済の現状もそうでしょうし、設備投資に振り向けるのもそうでしょうし、そういったものをどう確保していくかというところが最大の課題だと思いますし、事業を継続しながら雇用も維持していく、それは全国どこでも働ける方もいらっしゃるかもしれないですけれども、その地域でそ

ここで働くという選択肢の方もいらっしゃるわけでございますので、そういったいろいろな状況を鑑みていくと、適正な規模、適正な金額といったものも十分に勘案していかないと、地域が回らない、疲弊していつてしまう、地域に産業がない、働く場所がないという状況が起きてしまいますので、もちろん払うに越したことはないですけども、それを渋っていらっしゃる経営者の方はいらっしゃるわけではないので、払えるだけのものはお支払いをして一緒に取り組んでいくと、やはりどこでも出る話ですけども、社員の方はみんな家族だという中で、特に小規模の皆さんは考えてやっていただいているわけですので、そうした中での精いっぱいの中での取組をしていただいているというような状況も十分に勘案していただきたいと思えますし、確かに最低賃金で皆さんがどんどん人が採れるかという状況ではないことはもちろん思えますし、ここに金額も出ていますけれども、本当に人が採りたかったらそれなりの金額を出さなければ採れないでしょうし、その辺の使い分けというんでしょうか、その辺のところ、その金額でなければ事業が立ちゆかない、回っていかない、でも技術は持っているんで、そのサプライチェーンの中で一定の役割を担っているという企業さんもたくさんあるわけですので、そういったところも全て状況を勘案しながら取組を進めていく必要があるのではないかと考えております。

中村委員

つけ足しですけども、時間当たりの平均賃金が1,000円を超えているという部分が統計上あるということでございますけれども、そういった中で、前回のときにはこういうような状況になったということで、やはり大企業を中心に上げられるところはちゃんと上げてもらえばいい、経営等の状況もよくて、そこはしっかりやってもらう。

だけれども、そこに引っ張られる必要があって、この最低賃金で何を示すかということで、制度の趣旨もあると思うのですけれども、労働者を確保する、労働者の最低の生活を維持するのだということがあるのだと思うのですけれども、やはり事業者さんを潰してもいけないと思うのですね。そういうところは出せないところは難しいというところがあるので、ここをどんどん引き上げますからというのは、最低賃金なのかというのは疑問があると思うのです。

ここが1,000円で、今現場感覚でこうなっているから、じゃあ、最低賃金を上げましょうというのは、ちょっと違うのではないかと。上げられるところは上げてもらえばいいし、ちゃんと春闘でも上がっている、それはいいと思うのですよ。でもそこを小さな事業者も引っ張られる必要はないのではないかと考えているので、そこはちょっと考えてもらったほうがいいのかなと思っています。

もう一つは、人手は確保したいのです。確保したいし、そこを無理して確保しようとしていて、先ほども申し上げましたけれども資金繰りの問題、借りてまで払いたいのです。払いたいのだけれども払えないのです。そのところを

どう考えるか。

確かに流出するのは損です、県にとっても損だし、まずいことだから何とかしなきゃいけないけれども、これは政策の問題も絡んでやらなきゃいけないから、ここはその場は最低賃金のことを考える場かもしれませんが、ここだけを上げればいいのかという問題ではないので、総合的に見る部分と、この場では最低賃金のどういうことを考えるべきなのかということをお互いに両方勘案してもらったほうがいいんじゃないかなと思います。

櫻井委員

今お話いただいた部分については、確かに市場価格はそうなっていて、上げているところはもう上げていると思うのですね、この特定最賃に限らずということ。それでも何でも人に来てほしいのだということやっていらっしゃるところもあるのも事実だとは思いますが、とにかく今ほとんど上がってきたということもあって、特定最低賃金をベースに考えていらっしゃる企業さんも多いということは聞いていますし、我々も組織の中で、やはりもう特定最賃とか県最賃が上がっているからそれをベースにしながら考えていますということで答えられる労務担当の方もいるのですけれども、そういう事実もあるので、やはりむやみに上げられないことも確かですが、一方で、小規模のところだけ光を当てて、そこが大変だからということで苦労しないようにということとずっと抑え込んでおくのもいかなものかということもありますし、先ほど見ていただいたはん用機のところの資料の9-2のところの影響率も出ていましたが、私たちが主張している48円上げたとしても11%ぐらいだったと思うのですけれども、その影響率が高いのか低いのか見るとどうですか。毎回影響率というのはついて回るものですが、去年なんかはたしか8.4%ぐらいの影響率で収まったと思うのですけれども、今年のところでいくと主張した48円上げていただくとすると、資料の8-2のはん用機を見ていくと、11.6%です。ですから、そこら辺のところは、言ってみれば1割のところですから、どこまでどう光を当てていくのか、見ていくのか。ということからすれば、理解をしていただく世の中の流れにしてということとか、あとは先ほど申し上げたように物価が上昇しているということもある中ですので、そんなことで理解をもらえるとありがたいという気がしております。

吉村部会長

労使双方の基本的な考え方の御発表がありましたけれども、まだ何か、取りあえず具体的な金額を提示する前に何か議論しておきたいことがございましたら、言っていただきたいと思います。

よろしいですか。

取りあえず、お互いの御意見、基本的な考えということの発表がありましたけれども、その基本的な考えについて、御主張いただいたということで、それ

を受け取りまして、労使双方から、今日における具体的な金額について御提示をお願いしたいと思えますけれども、よろしいでしょうか。

それでは、まず労働者代表委員から具体的な金額提示をお願いしたいと思います。

櫻井委員

先ほども冒頭で申し上げたとおり、全国の地域別最低賃金の加重平均1,004円をクリアしていきたいということで、48円引き上げていただきたいという主張であります。

吉村部会長

48円引き上げて1,004円ということですね。

それでは、使用者代表委員から具体的な金額の提示をいただければと存じます。

井出委員

申し訳ないのですけれども、ちょっと相談をさせていただいてよろしいでしょうか。

吉村部会長

どうぞ。

< 個別協議 >

吉村部会長

よろしいでしょうか。

それでは、使用者代表委員のほうから、金額の御提示をお願いしたいと思います。

井出委員

それでは、一応根拠のある数字でお願いしたいと思います。資料の中には入っていないものを使わせていただくのですけれども、賃金改定調査の4表を使わせていただいて、これのBランクの製造業のところ、2.3%アップなので、ここを使わせていただいてお願いしたいと。22円のアップで978円。

吉村部会長

956円から22円の引上げ、978円という使用者代表委員からの金額の御提示がありました。

いかがでしょうか。労働者側1,004円、使用者側978円ということで、

26円ほど開きがございますけれども、何か御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

櫻井委員

よろしいでしょうか。今4表から算出した金額ということで、22円ということをお示しいただいたんですけれども、少なくとも裏づけのある論理ということからすると、全国の部分はそこで、4表は全国ですね。同じような感覚でいくとすると、資料の12に長野県の妥結状況があったりしますが、ここで見ると、自動車の関係とか機械器具の関係とかは3%を超えてきています。ですから、3.3とか、自動車は3.37とかになったりしているので、そこら辺のところを参考にさせていただいたほうがよかったのかなという気がしますけれども、全国の4表となると、長野県の話なので全国がここで出てきてしまう部分もあるので。

井出委員

長野県の統計を取られている部分が、たぶん組合さんがあるところの統計だと思いますので、全体的には高止まりではないですが、比較的高い数字が出ているかなと思いますので、全国はそうでもないのに、割と我々が考えているところが、中小企業・小規模事業者の言われているところですので、その辺の数字を使わせていただいたというところで御理解いただきたいと思います。

櫻井委員

分かりました。

吉村部会長

1,004円だと何パーセントになるのですか。

古畑賃金室長

5.02です。

吉村部会長

使用者側の2.3%と開きがありますが、了解しました。

他に何かよろしいですか。何か詰めておくべき点は。次回以降の点も含めてですが。

櫻井委員

いいですか。今ちょうどパーセンテージのお話が出て、5.02%ということだったので、資料でいくと9-2にはん用機の様子が載っているのですが、先ほど少し触れました影響率の関係とか載っているのですけ

れども、今、使側の皆さんが主張された部分の2.3%ということになっていくと、影響率が8.3ということですが、労側のほうが主張しました48円となると、裏面にありますけれども5.02%、11.6の影響率ということになるのですが、この8.3の影響率と11.6の影響率をどう見るかですけれど、3%ちょっとくらいの影響率の差ということなので、金額的には大きな開きがあるのですけれども、影響率的にはそんなに開いていないのかなと。大ざっぱな見方で失礼だということころはあるかもしれませんが、そういう気もしますので、そういう意味では、ぜひ再考いただくとありがたいなと思います。

仮に1,000円、今は1,004円の主張をしていますけれども、1,000円になったとしても、8時間働いて22日でいくと17万数千円です。そしてそれを12か月働いたとしても200万円ちょっと、いわゆるワーキングプアのラインである200万円と大して変わらないくらいしかないわけですし、実際問題、高卒の初任給も、さっきもちょっと話がありましたけれども、今どんどん引き上げてきていて、17万円台の企業さんも長野県内も増えてきていると思います。

やはりそのようなことからすれば、高卒の皆さんというのはそうは言っても正規で募集していくことになると思うのですけれども、ずっと雇っていくことになりましてけれども、一方で、時給ベースで働く人たちというのは有期雇用の皆さんだと思うのですけれども、やはりそういうことからすれば、いわゆる雇用の流動性というのは担保できているわけですから、その中で1,000円ぐらいのものをお支払いしたとしてもいいじゃないかと思えますし、昨今の物価高のこともあるわけですし、さらに、申し上げたように、基幹産業である自動車をベースとしたところに来てもらいたいということであれば、やはりそこら辺の数字を、我々が主張するところを最低限だとしてもいいじゃないかなと、そんなふうに思いますので、今日結論ということにはならないかもしれませんが、そこら辺をまたあえて主張をさせていただきたいと思います。

吉村部会長

いかがでしょうか、今日の段階で。

井出委員

もう申し上げるところは全て申し上げました。

吉村部会長

分かりました。労側はよろしいですか。

櫻井委員

はい。

吉村部会長

分かりました。

それでは承りました、今日の労使双方から提示された金額は、労働者側が48円引上げの1,004円ということですね。ちなみに5.02%ということです。使用者側が22円引上げの978円、2.3%の引き上げということで、26円ほどの開きがございます。以上の金額の提示ということになります。

御提示いただいた金額にはまだ開きがありますので、労使双方相手側の金額と御主張の内容について、次回10月12日の専門部会までに御検討をいただければと存じます。

その上で、次回専門部会では、全会一致の結論で結審できますよう、最善の努力をお願い申し上げます。

最後、議題2、その他ですが、事務局のほうから何かございますでしょうか。

古畑賃金室長

今、部会長からお話がありましたけれども、次回の日程について確認させていただきます。

次回の部会は10月12日木曜日、午後1時から、同じ場所で、長野労働基準監督署1階会議室において開催いたします。また、皆様のお手元に3回、4回の御案内もありますので、参考にさせていただきたいと思います。

委員の皆様におかれましては、御出席いただきますよう、何とぞよろしくお願いいいたします。

事務局からの説明は以上でございます。

吉村部会長

ありがとうございます。

そのほか、何かございますでしょうか。

労働者代表委員、何かございますか。

櫻井委員

さっき言えばよかったんですが、先ほど、いろいろな労働局のほうで集めていただいたデータは大手の皆さん中心じゃないかというお話もあったのですが、先ほど私のほうが資料ということでお伝えした9-2のところのはん用機のところに出てきているものは、規模別とかでも出たりしてしまっていて、そういう意味では、そこら辺も御覧になっていただくと、実際問題として、規模が小さいようなところでもかなりの水準で賃金のほうをお支払いしている実態も見えてきているので、ぜひ使側の皆さんにも、そこら辺を御覧になっていただくとありがたいというふうにお願いをしておきたいと思います。

以上です。

吉村部会長

ありがとうございます。

使用者側は何かございますか。

井出委員

結構です。

吉村部会長

ありがとうございます。

それでは、今日は以上をもって閉会としたいと存じます。

御苦労さまでございました。

閉 会